事業対象者

参加者 参加率

339,377人 121,380人

35.8% 就労増収率

就労増収者 54.678人

45.0%

40

改革工程表KPI(達成時期:2018年度まで) 事業参加率 60%

事業参加者のうち就労増収者の占める割合 50%

#### 【内訳】

就労·自立

イアの

け

ンセンテ

〇生活保護受給者等就労自立促進事業

(参加者) 67.611人

(就労増収者) 44,105人(65.2%)

〇被保護者就労支援事業

(参加者) 83.237人

(就労増収者) 37.731人(45.3%)

〇被保護者就労準備支援事業

(参 加 者) 6.869人

1,871人(27.2%) (就労増収者)

〇その他自治体の独自事業

(参加者) 6.007人

(就労増収者) 2.539人(42.3%)

※ 同一人が複数の事業に参加した場合、重複して計上

#### 就労・自立インセンティブの強化

#### 就労自立給付金

【保護受給中の就労収入のうち一定額を仮想 的に積み立て、保護廃止時に支給するもの】

(上限 単身世帯10万円 多人数世帯 15万円)

#### 勤労控除

【就労収入から一定額を控除し、収入の一部 を手元に残す制度】

(最低控除額 15.000円)

#### 就労活動促進費

【積極的に就労活動に取り組んでいる者に就 労活動に必要な経費の一部を支給するもの】

(月5.000円 原則6ヶ月以内)

就労に向けた困難度(支援対象者) 高 就労に向け一定の 職業紹介で 就労に向け準備 就労が可能な者 支援が必要な者 が必要な者 による支援ケースワー-ケースワークによる就労支援+適切な就労支援施策へ繋ぐ (家庭訪問等による生活状況の把握、求職活動状況の確認、助言、必要な支援に繋ぐ ための意欲喚起等) が適切とされる者就労支援員による支援 被保護者就労 段就 階労 適切とされる者ハローワークによ 準備支援事業 の進 (就労に向け一定の準備 支備 援 が必要な者への日常生活 クによる支援が 習慣の改善等の支援 による支援対就労支援員 被保護者就労支援事業 (就労支援員による就労に関する相談・助言、個別の 求人開拓やハローワークへの同行等の支援)

> 生活保護受給者等就労自立促進事業 (ハローワークと福祉事務所が連携したチーム支援)

センティブ雇用先へ ブの

たよる支援ハローワーク

就労まで

の段階的な支援施策

就労時

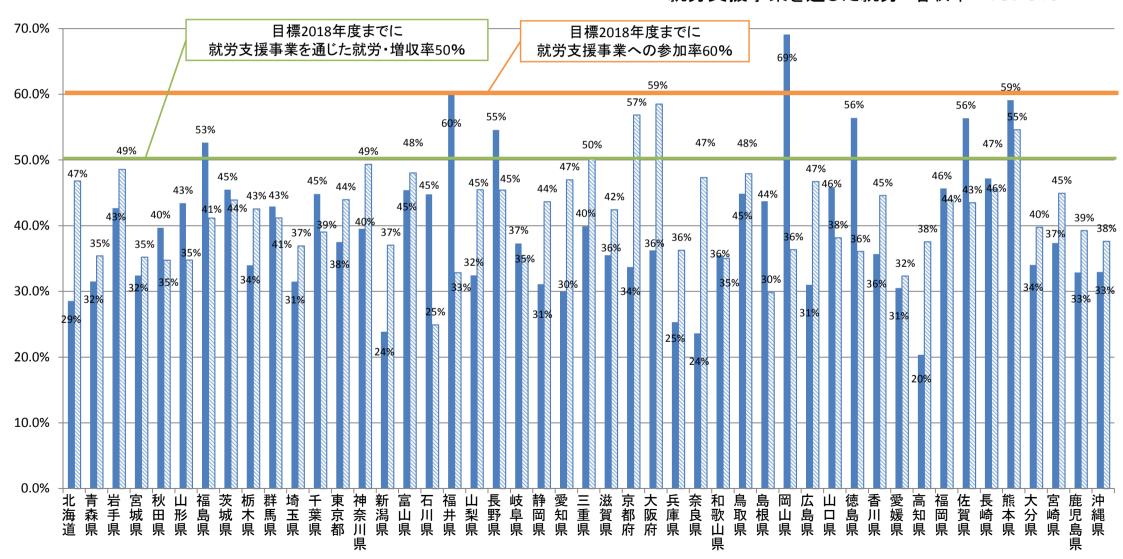
特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)

引き続き就労継続及び増収に向けた支援を実施

# 就労支援事業の実施状況の地域差

- **40**
- 〇 就労支援事業への参加率を都道府県別にみると、最も高い県と低い県との間には、約50%の差がある。
- 〇 就労支援事業を通じた就労・増収率を都道府県別に見ると、最も高い県と低い県との間には、約35%の差がある。

全国平均: 就労支援事業への参加率 35.8% 就労支援事業を通じた就労・増収率 45.0%



#### 概要

生活保護基準については、定期的に検証を行うこととしており、検証に当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会(部会長:駒村康平 慶應義塾大学経済学部教授)を設け、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施することとしている。

(参考)『生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書』(平成16年12月15日)(抄)

今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度 の頻度で検証を行う必要がある。

#### これまでの議論と今回の検証の方向性

〇 前回の生活扶助基準の検証については、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか、 年齢・世帯人員・居住地域の3要素別に検証し、平成25年1月に報告書をとりまとめ、平成25年8月からその検証結果等を踏ま えた見直しを行った。

また、住宅扶助及び冬季加算の検証については、各地域の家賃や光熱費の実態を検証し、平成27年1月に報告書をとりまとめ、平成27年度にその検証結果を踏まえた見直しを行った。

○ 今生活扶助基準等の検証については、生活保護基準部会において、検証手法を検討した上で、平成26年全国消費実態調査 のデータ等を用いて、検証を行っているところ。

## 平成29年度検証の基本的考え方

## ①生活扶助基準の定期的検証

・全国消費実態調査等を基に、一般国民の消費実態との均衡が図られているかという観点により検証することを基本としつ つ、一般国民世帯と生活保護受給世帯の生活の質を考慮するなど、多角的な視点から検証する。

## ②有子世帯の扶助・加算の検証

子どもの貧困対策の観点を踏まえて、生活保護制度で保障すべき子どもの健全育成にかかる費用の範囲及び水準について、生活扶助基準の検証と一体的に検証する。

## ③就労インセンティブの在り方の検討

基礎控除の見直しや就労自立給付金の創設の効果について検証を進め、更なる就労促進策について検討する。

## ④級地制度の在り方の検討

生活水準の地域差の要因分析を行った上で、その実施結果を踏まえながら、級地制度の在り方を検討する。

## ⑤その他の扶助・加算の在り方の検討

・ 生活扶助では賄いきれない特別な需要(生活課題)が何か、他法他施策との関係に留意しながら検証する。

生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして、

- 生活困窮者の早期把握を目指す、ワンストップ型相談窓口
- 個別の支援プランによる支援

生活困窮からの 脱却•自立

## 支援

施行後 2 年間 での 新規 相談者 約45 万人

相談

相談•情 報提供の みで終了 18万人

他機関へ のつなぎ 14万人 (うち生保 窓口へ 5万人)

施行後2年間での プラン作成により 継続的に 支援した人 約12万人

生活保護に至る前の 支援により、生活を建 て直しやすいうちに支 援することが可能に

一般就労を目指せ る人に対する 就労支援での 就労・増収率 7 1 %

施行後2年間でのプラ ン作成により継続的に 支援した人のうち、 就労・増収した人 約6万人

支援期間 1 年間で、

- ・意欲や社会参加等、家計状況、就労状況の いずれかにおいてステップアップした人
- ・就労準備支援事業利用者のうち、 意欲や社会参加等でステップアップした人 8割

全国での自立相談支援窓口の展開 ※1.313か所

任意事業の実施の拡がり

例:就労準備支援事業 実施率4割 子どもの学習支援事業 実施率6割

「支援付き就労」の場の拡がり 認定就労訓練事業所 1.020か所

自立に向けた着実 なステップアップや 就労・増収が実現 されている

法定事業の実施を始めとして、 支援ネットワークが拡がり、地域 の中で支え合いながら活躍でき

る社会づくりが始まっている

どこに相談すればよいかわからな かった人も受け止められる窓口

就労や家族の問題でつま

子どものいる生活困窮家庭

づいた現役世代

高齢の生活困窮者

等を始め、極めて多様

76